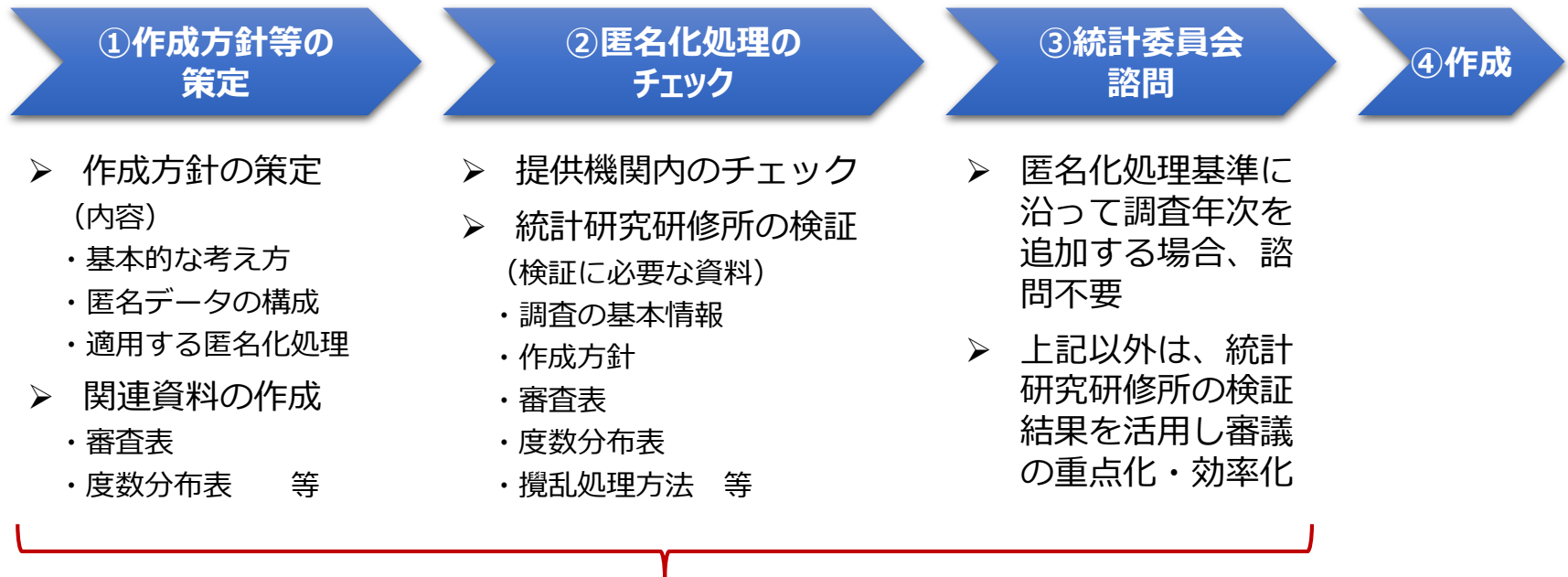


匿名データの作成・提供に関するガイドライン（概要）

作成に係る改正のポイント

- 平成31年2月の統計委員会では承された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」を基に匿名データを作成
- 総務省統計研究研修所において、有識者の知見を活用しつつ技術的な支援や作成方法の妥当性の検証を行うなど匿名データ作成府省を支援

【匿名化処理の実施手順】



匿名データの作成・提供に関するガイドライン（概要）

提供に係る改正のポイント

- 統計法令の改正により、提供対象として新たに追加された官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）により指定された重点分野に係る統計の作成等を追加
- 匿名データに係る管理簿の整備を前提として、匿名データの取扱いを変更

【匿名データの提供対象の拡大】

（改正前）

- ・学術研究
- ・高等教育
- ・国際比較



（改正後）

- ・学術研究
- ・教育
- ・国際比較
- ・官民データ活用
（重点分野）
 - ✓電子行政
 - ✓健康・医療・介護
 - ✓観光
 - ✓金融
 - ✓農林水産
 - ✓インフラ・防災・減災等
 - ✓ものづくり
 - ✓移動

【匿名データの取扱いの変更】

（改正前）

管理責任の明確化等の観点から、提供する匿名データ1ファイルにつき、利用者1人（1台の電子計算機）に限定し、複数回の複製を禁止



（改正後）

匿名データに係る管理簿の整備を前提として、提供する匿名データファイルの複数回の複製を解禁※

※教育目的による学生の利用追加に柔軟に対応可能

（上記取扱いの変更による手数料の算定例）

教育目的により1ファイルを5人で利用する場合を想定

・請求1件につき	1,850円	1,950円
・データ1ファイルにつき	8,500円	4,450円
	× 5人	× 1人（申出者側で複製）
・CD-Rの費用	100円	100円
	× 5枚	× 1枚
計	44,850円	6,500円

なお、昨年12月の統計法施行令の改正により、手数料の額そのものを見直し